

教育訓練実施機関
求職者支援訓練実施機関 各位

求職者支援訓練（令和8年度第1四半期開講分）の認定申請の受付について

令和8年度第1四半期に開講する求職者支援訓練の募集内容等は以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

記



1 対象コース

令和8年度第1四半期開講コースの募集内容（対象コース、分野及び上限定員）は次のとおりですが、**同時期に同分野の訓練コースの認定申請が集中した場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更についてご相談させていただく場合がありますので、ご了承ください。**

なお、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、政府全体で取り組む中で、デジタル人材の育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっていることから、令和7年度に引き続き、デジタル分野等の成長分野の設定を推進することとしております。

| コース・分野名 | 定員数 | |
|------------------------------|------|-------|
| | | うち新規枠 |
| 基礎コース | 25人 | (15人) |
| 実践コース ※5 (e ラーニング 12人) | 115人 | (30人) |
| うち介護福祉分野 ※1 | 0人 | |
| うちデジタル分野 ※2 | 45人 | |
| うちIT分野 | 15人 | |
| うちデザイン分野 (Web デザインの訓練コース) | 30人 | |
| うち医療事務分野 | 10人 | |
| うち上記以外の分野 ※3 | 30人 | |
| うち地域ニーズ枠 ※4 | 30人 | |

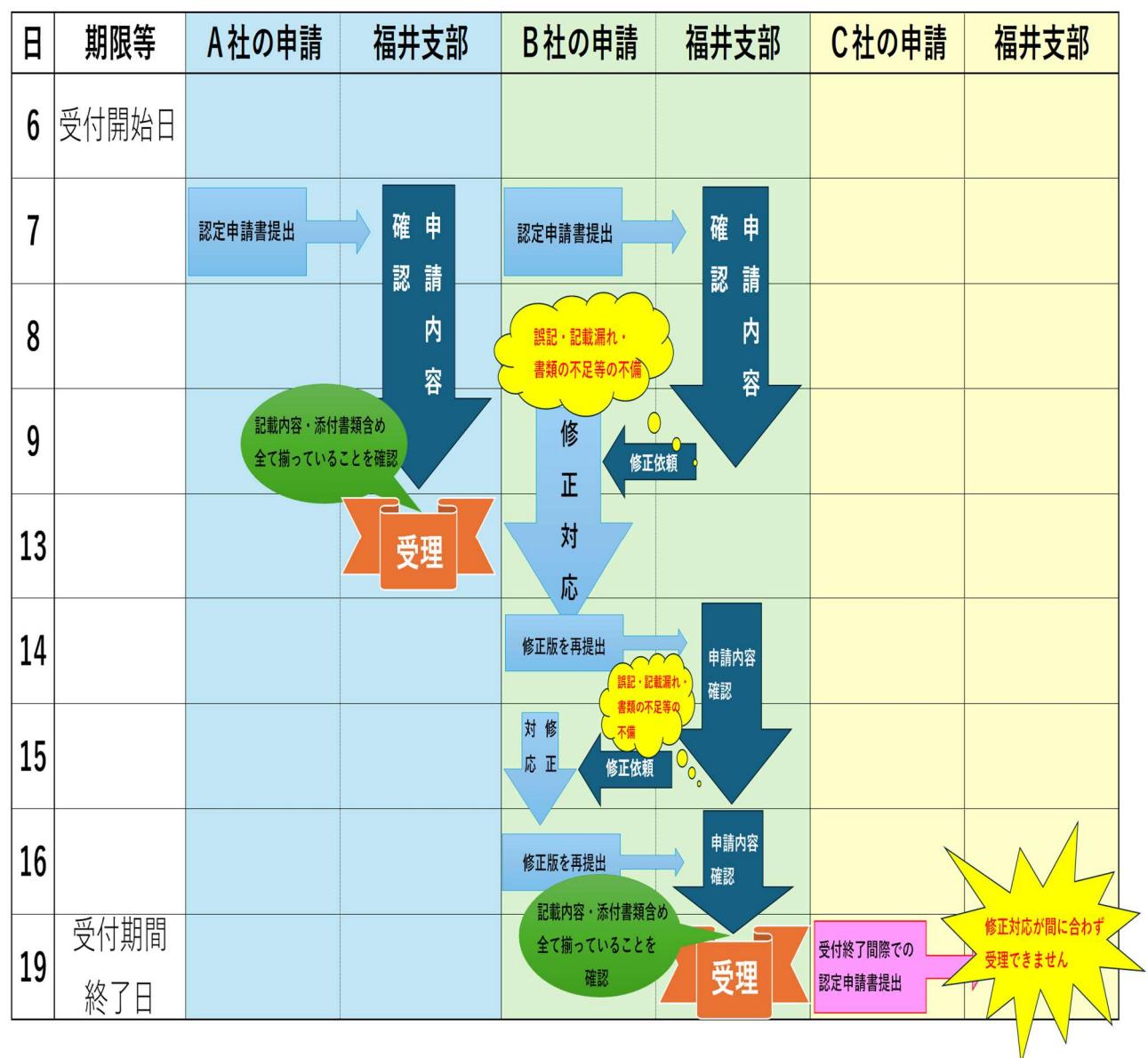
- 1コースあたりの定員上限は、「15名」とします。
- 新規枠の認定申請が新規枠定員を充足しなかった場合は、充足しなかった定員分を実績枠の定員に充当します。実績枠の認定申請が実績枠定員を充足しなかった場合も、充足しなかった定員分を新規枠の定員に充当します。
- ※1 介護分野等に係る職場見学等促進奨励金の特例措置については、令和8年度末まで延長されることとなりました。
- ※2 デジタル分野の枠内において、「IT分野」と「デザイン分野 (Web デザインの訓練コース)」でそれぞれに枠を設定します。
- ※3 「上記以外の分野」については、デジタル分野等の成長分野の設定を推進することとし、これ以外の分野のコース設定については、福井県内の求人ニーズ及び求職者ニーズを充分把握した上で可能とします。
- ※4 地域ニーズ枠は子育て中の女性等のための、託児サービスを付帯し訓練時間を短縮した「リカレント教育訓練」コースです。
- ※5 「実践コース」の中で、「e ラーニング」形式で実施する訓練については、第1四半期の実践コース全分野115人の枠のうち、上限を「12人」までとします。
- 令和8年度予算成立前であるため、今後の情勢次第では定員数の変更があり得る可能性があります。
- オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和措置については、令和7年度末以降の当該措置の延長の有無が現在未定であるため、今回は申請を受け付けることができません。

2 認定申請の受付期間

令和8年1月6日（火）～1月19日（月）16時30分（受付期間終了日時）まで

- ① 認定申請書一式（添付書類を含む全ての必要書類を指します。以下、「認定申請書」といいます。）は、この受付期間内に当支部により「受理」される必要があります。
- 「受理」とは、受付した認定申請書が、記載内容・添付書類も含めて漏れなく揃っていることを当支部で確認できた場合をいいます。
- ② 受付した認定申請書の内容に誤記や記載漏れ、書類の不足等の不備があった場合は、当支部から修正のご依頼の連絡をさせていただきますので、修正対応をお願いします。全ての修正対応の完了を当支部で確認できた状態をもって①の「受理」とします。
- 受付期間終了日間際で申請をされると、認定申請書に不備等があり、この修正対応が間に合わなかった場合に修正対応が間に合わず、受付期間終了日時までに受理ができない場合があります。
- ③ 受理した認定申請書に補正が必要な場合は、当支部から補正期日を指定のうえ補正対応を行っていただきますが、令和8年1月27日（火）までに補正を完了していただくことが認定の条件となります。

「認定申請受理までのイメージ」



3 認定申請の事前相談等について

認定申請に係る訓練カリキュラムや日程等の相談については、受付期間の開始前から行っておりますので、早めにご相談いただきますようお願いします。また、申請書の提出に当たっては、認定基準や認定申請書の提出に当たっての留意事項等をご確認のうえ、十分に申請内容をご検討ください。

4 認定申請書提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部 求職者支援課

所 在 地：〒915-0853 越前市行松町25-10

電話番号：0778-23-1030

5 求職者支援訓練に係る認定申請に当たっての留意事項

(1) 今回、認定申請を受け付ける求職者支援訓練は、

令和8年4月6日（月）から6月30日（火）までの間に開講する訓練とします。

（訓練開始日については、開始日前日がハローワークの開庁日である日を推奨します。

なお、訓練スケジュールの策定にあたっては、次表を考慮願います。

| | 留意点 | 最も早いスケジュールでの設定例 |
|-----------|--------------------|-----------------|
| A 募集開始日 | B から31日以内とすること | 令和8年 2月24日（火） |
| B 募集締切日 | C から中4（営業）日以上あけること | 令和8年 3月16日（月） |
| C 選考日 | D から中2（営業）日以上あけること | 令和8年 3月24日（火） |
| D 選考結果通知日 | E から中5（営業）日以上あけること | 令和8年 3月27日（金） |
| E 訓練開始日 | （令和8年4月6日～6月30日） | 令和8年 4月 6日（月） |

★ いずれの日も平日での設定をお願いします。

★ 「設定例」は訓練開始日を設定可能な最も早い日（4月6日）に設定した場合です。

（訓練開始日を早期（4月上旬）に設定すると、通常より募集期間が短くなる場合があります）

(2) 認定申請書の作成にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部のホームページ (<https://www.jeed.go.jp/js/shien/index.html>) にて、最新の留意事項等をご確認ください。

また、認定申請書は、当機構本部が提供する最新の様式を使用し、作成してください。

(3) 認定申請を提出される場合は、選定における加点要素確認表（認定様式第15の1号、又は15の2号）の提出をお願いしておりますが、認定様式第15の1及び15の2号の1（1）①「地域における訓練科設定の背景・ねらい」には、求人動向、求職ニーズ等の客観的なデータを分析した内容を記載いただき、また、分析されたデータにアンダーライン等をつけて併せてご提出願います。

6 その他

(1) 教育訓練実施機関または求職者支援訓練実施機関の方が認定申請をご検討の中でご相談のある場合については、認定申請書の提出前に余裕をもって下記の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いします。

(2) 認定申請書の内容に不備があった場合は、補正のご対応をお願いする場合があります。

(3) 計画定員内での認定となるため、複数の申請があった場合は認定されない場合があります。

(4) 認定申請書の審査には、受付期間終了後1ヵ月強程度を要する見込みとなっております。

ハロートレーニング
—急がば学べ—

(問い合わせ先)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福井支部 求職者支援課

TEL (0778) 23-1030